

給食物資納入業者選定基準

学校給食法に基づき、児童及び生徒の心身の健康な発達と食生活の充実を図るため運営するものであって、その物資の調達については、次のように定める。

記

1. 給食物資は、学校給食の主旨を理解し誠実な納品が出来ること。
2. 給食用物資の取り扱いについては、保健衛生上の責任を持ち、材料、倉庫、製品置場、冷凍冷蔵設備、包装、輸送能力等管理と施設が完全で保健所等監督官庁の検査が良好であること。
3. 納入物資については、発注に対し必要な輸送能力を有し、指定の日時及び包装で必ず納入できること。
4. 納税義務が履行されていること。
5. 腸内細菌検査を毎月実施されていること。